

片平地域包括支援センター
介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメント 運営規程

(事業の目的)

第1条 この運営規程は、社会福祉法人一廣会が開設する片平地域包括支援センター（以下「事業所」という）が行う介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、介護保険法（以下「法令」という）の規定に従い、人員及び管理運営等に関する事項を定め、要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、常に利用者の立場に立って、その意思を尊重し、適正な事業サービスを提供することにより、指定介護予防サービスが効果的に提供されることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、以下に定める経営理念と運営の基本方針の実現に向けて努めるものとする。

- (1) 経営理念
- 人生の仕上げの時期を迎えた方々が
誇りや自身を傷つけられることなく
その人らしさを発揮しながら
安心して生活できるように
適切なサービスを実践します

(2) 基本方針

- ①利用者が、可能な限り居宅において、自立した生活を営むことができるよう、配慮して行うものとする。
- ②利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、その自立に向け設定された目標を達成するため、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的且つ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- ③サービスの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービス等が、特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
- ④事業の運営に当たっては、市区町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組みを行う者等との綿密な連携を図るものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 片平地域包括支援センター
- (2) 所在地 神奈川県川崎市麻生区五カ田 3-18-6 ミリア五月台 ANNEX101 号

(職員の職種、員数及び職務内容等)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の職員の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 保健師(経験ある看護師) 1名以上

保健師(経験ある看護師)は、指定介護予防支援サービスの提供に当たる。

(3) その他の担当職員 2名以上

その他の担当職員は、社会福祉士、介護支援専門員等介護予防支援に関する知識を有する者とし、保健師とともに指定介護予防支援サービスの提供に当たる。

(4) その他の従業者 必要数

業務の必要に応じ、地域支援強化要員、事務員等を配置する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日まで

但し、国民の祝日及び年末年始(12月30日～1月3日)を除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(指定介護予防支援の提供方法及び内容)

第6条 サービスの提供に当たっては、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第37号)の第29条及び第30条に定める取扱い方針を遵守し、また、第31条に定める事項に留意して行うものとし、その内容は次のとおりとする。

(1) 利用者からの介護予防サービス計画の作成依頼等に対する相談対応

当事業所内の相談室において行う。

(2) 課題分析の実施

① 課題分析の実施に当たっては、利用者の居宅を3ヶ月毎に訪問し、利用者及びその家族等に面接をして行うものとする。

② 課題分析の実施に当たっては、利用者の生活全般についての状態を十分に把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で、解決すべき課題を把握するものとする。

(利用料及びその他の費用の額)

第7条 指定居宅介護予防支援サービスを提供した場合の利用料その他の費用の額は、次のとおりとする。

(1) 指定介護予防支援を提供した場合の利用料は、当該指定介護予防支援が法定代理受領である場合を除き、厚生労働大臣が定める介護報酬の告知上の額を適用するものとする。

(2) 前項のほか、第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護予防支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は1km 50円とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、神奈川県川崎市麻生区片平、片平1～8丁目、栗平1丁目、五力田、五力田1～3丁目、白鳥1～4丁目、古沢、岡上とする。

(個人情報の保護及び守秘義務)

第9条 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、事業所が知り得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供に係る以外の利用は原則行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。

2 事業所は、職員に対し、施設職員である期間及び退職後においても、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者またはその家族等の個人情報及び秘密に属する事項を漏洩することがないように指導教育を行う。

(職員の勤務条件及び服務規律)

第10条 職員の就業に関する事項は社会福祉法人一廣会就業規則及びパートタイマー就業規則による。

2 職員の資質向上のため、その研修の機会を確保する。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 利用者に対する指定介護予防支援サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。また、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

2 事業所は提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け取るための窓口を設置する。

3 介護予防支援・ケアマネジメント事業に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、社会福祉法人一廣会と管理者との協議において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成18年4月1日より施行する。

付 則

この運営規程は、平成18年7月1日より施行する。

令和2年4月1日より施行する。(栗平事務所)

令和4年3月1日より施行する。(白鳥事務所)

令和6年11月1日より施行する。(五力田事務所)

令和7年4月1日より施行する。